

釧路市自然と太陽光発電施設の調和に関する条例の一部改正について

●改正内容

太陽光発電事業者が、市の許可前に廃棄等費用に相当する額の現金（保証金）を金融機関へ預け入れることや、当該保証金に係る預金債権について市と質権設定契約を締結することなどを義務付け、これを新たに設置許可の基準とする。

(1)対象

- ・ F I T 認定を受けずに行う太陽光事業

(2)保証金の預入

- ・ 次のうちいずれか高い額の保証金を金融機関に預け入れなければならない。
 - ①太陽光発電施設の発電出力に1キロワット当たり1万円を乗じて得た額
 - ②太陽光発電施設の設置に係る工事費総額の100分の5に相当する額又は廃棄等費用の見積額

(3)質権設定契約の締結

- ・ 預け入れた保証金に係る預金債権について、市と質権設定契約を締結し、市に対抗要件を備えさせなければならない。

(4)保証金の使途

- ・ 市が行政代執行法の規定に基づき太陽光発電施設の撤去等の措置を講じることとなった場合、当該措置に要する費用に充てることができる。

(5)質権設定契約の解除

- ・ 太陽光発電施設の撤去を完了したときや、設置許可をしない決定をしたときなどの場合には、質権設定契約を解除する。

(6)保証金の減額

- ・ 太陽光発電施設の解体等のために保証金を使用する場合や、事業計画の変更に伴い預入すべき保証金の額が減少する場合は、預入した保証金の減額を申し入れることができる。

(7)許可基準の見直し

- ・ 保証金の預入及び質権設定契約の締結を設置許可の基準として追加する。

(8)条例施行期日

- ・ 令和8年12月下旬施行予定
- ・ 施行日以後に行われる許可申請に係る事業について適用